

図3 判定委員会 判定スキーム

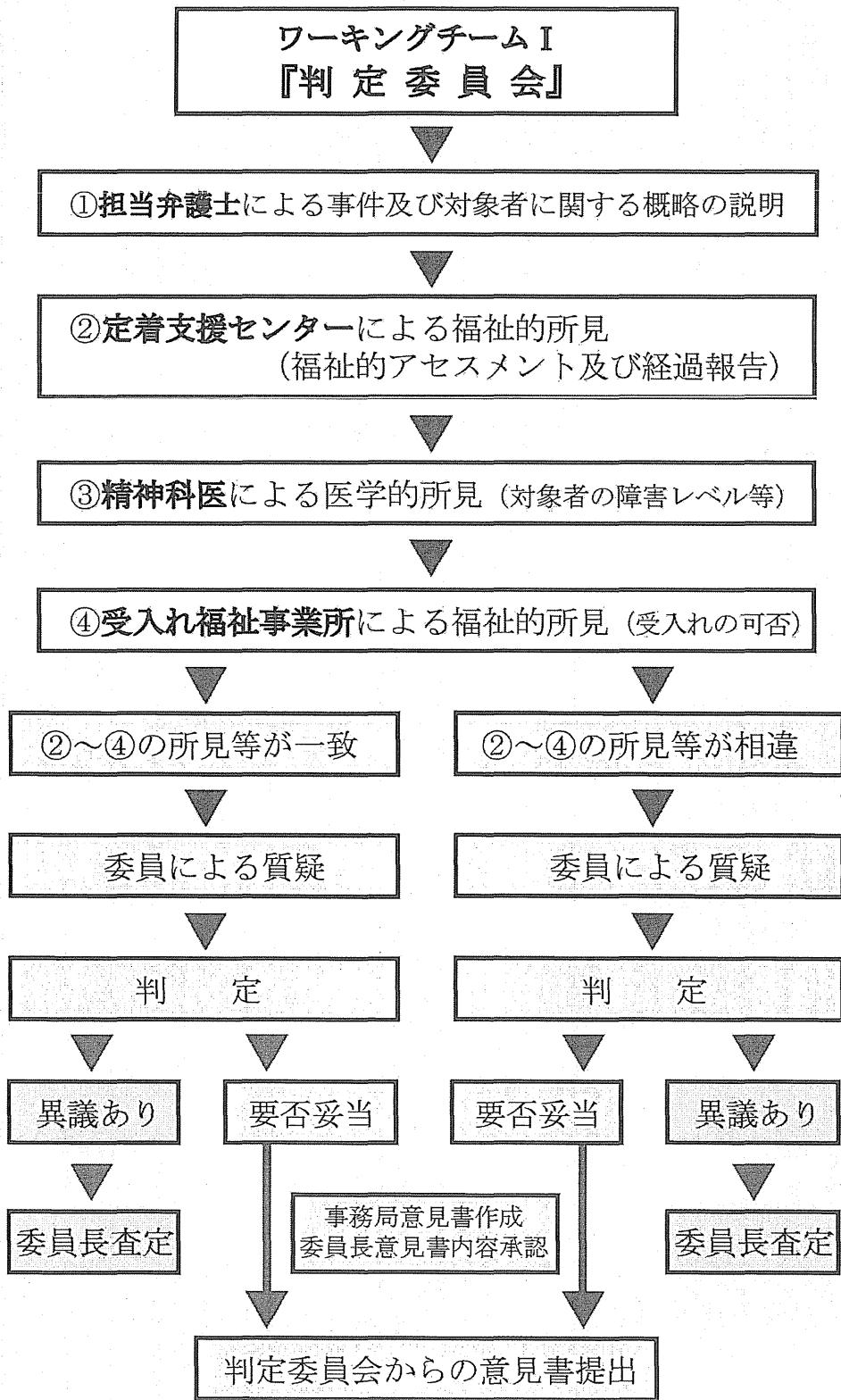


表2 「判定委員会」に係る対象者の支援の詳細

| | 罪名 | 公判・判決 | 公判中に実施・取得した主な福祉的手続き等 | 意見書 | 確約書 (地域社会内訓練事業所) | 確約書 (長崎定着) |
|--------------------------------------|------------------------|--|---|-------------|--|-------------------------------------|
| A氏 (50代：男性) 知的障害の疑い 障害者手帳：未 | 強制わ いせつ | 懲役1年10月執行 行猶予3年 | <拘置所勾留中> 1.障害福祉サービス認定調査 2.療育手帳 心理判定 3.療育手帳B1取得 4.障害程度区分3取得 | 不提出 | 提出 但し、受入先を地域社会内訓練事業所とは限定せず | 不提出 担当弁護士へは提出したが、弁護士判断で裁判所へは提出せず |
| B氏 (30代：男性) 発達障害の疑い 障害者手帳：未 | 窃盜 執行猶予中の再犯 在宅起訴 | 第一審 実刑：懲役6月 | <在宅起訴> 1.心理判定 2.発達障害者支援センターにて本人面談 3.精神科診療所受診 診断：「広汎性発達障害 特定不能のもの（1時間の面談にて）」 | 不提出 既に結審 | 不提出 既に結審 | 提出 不同意 |
| C氏 (30代：男性) 精神疾患あり 障害者手帳：未 | 道路交通法違反等 | <情状証人> ①地域社会内訓練事業所 ②更生保護施設雲仙・虹 懲役1年2月執行 猶予3年 ⇒判決後、福祉支援を拒否 | 1.更生保護施設雲仙・虹にて任意保護 2.障害福祉サービス支給決定 3.診断確定： 「広汎性発達障害 特定不能のもの F 84.9」 | 提出 不同意 | 不提出 担当弁護士へは提出したが、弁護士判断で裁判所へは提出せず | |
| D氏 (30代：男性) 精神疾患の疑い 障害者手帳：未 | 傷害 大麻所持 | 執行猶予 | <拘置所勾留中> 1.精神疾患の治療のため医療機関の調整 2.精神疾患治療のための医療機関への入院調整 | 提出 証拠採用 | 提出 証拠採用 | 提出 証拠採用 |
| | | | | | 地域社会内訓練事業所への利用は 「非該当」 →本人自身が福祉サービスを望んでおらず、また、医療による薬物依存の治療が優先されるため。 | |

| | | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|---|
| E氏 (20代： 男性) 発達障 害者手帳：有 (精神障 害 2級) | <u>窃盜</u> <u>前刑出所</u> <u>後5年以 内の再犯</u> | <u>第一審</u> <情状証人> ①地域社会内訓 練事業所 <u>実刑：懲役1年</u> | <拘置所勾留中> 1.勾留されていた関西 の拘置所へ面会 2.家族との面談・聞き取 り 3.地域社会内訓練事業 所による自宅訪問(聞 き取り) | 不提出 | 不提出 | 提出 |
| | | <u>控訴審</u> <u>控訴棄却</u> | | 不提出 | 不提出 | |
| F氏 (60代： 男性) ろうあ 知的障 害の疑 い 障害者 手帳：有 (身体障 害 1級) | | <u>第一審</u> <u>実刑：懲役6月</u> | <u>第一審段階では、相談依頼がなく関 与していない</u> | | | |
| | <u>窃盜</u> <u>控訴審</u> <u>保釈</u> <u>制限住所</u> <u>地：雲仙・虹</u> | <u>控訴審</u> <情状証人> ①更生保護施設 雲仙・虹 <u>懲役10月執行猶 予5年保護観察付</u> | <拘置所勾留中> 1.保釈に関した調整 2.ろうあ協会による定 期面談 3.療育手帳の申請・A3 取得 4.障害福祉サービス申 請・支給決定 5.手話通訳士を法人職 員として採用 →本人への手話の学習 支援 →法人職員への手話教 室 6.関係性が途切れていた親族からの聞き取 り | 不提出 | <u>提出</u> <u>担当弁護士へ</u> <u>は提出</u> <u>したが、</u> <u>弁護士判</u> <u>判断で</u> <u>裁判所へは提</u> <u>出せず</u> | <u>提出</u> <u>担当弁護士へは提</u> <u>出したが、</u> <u>弁護士判</u> <u>断で裁判</u> <u>所へは提</u> <u>出せず</u> |
| G氏 (30代： 男性) 精神疾 患あり 障害者 手帳：未 | <u>現住建造 物放火</u> <u>裁判員裁 判</u> | <u>懲役3年執行猶 予5年 保護観察付</u> | ※長崎定着として独自 に支援 <拘置所勾留中> 1.療育手帳 心理判定 2.精神疾患治療のため の医療機関への調整 | <u>地域社会内訓練事業所への利用は 「非該当」</u> →妄想状態による心的負担に対する コーピングスキルを、認知行動療法を 取り入れた専門医療機関で身に着け ることが優先されるため。 ※但し、長崎定着として独自に支援 | | |
| H氏 (30代： 男性) 知的障 害者手帳：有 (療育 手帳 B 1) | <u>窃盜</u> <u>建造物侵 入</u> | <u>懲役1年2月執行 猶予4年 保護観察付</u> | <拘置所勾留中> 1.障害福祉サービス認 定調査・支給決定 2.障害・困窮・暴力等等 といった重層的課題 を抱える家族への福 祉支援介入の調整 | <u>提出</u> <u>証拠採用</u> | <u>提出</u> <u>証拠採 用</u> | <u>提出</u> <u>証拠採用</u> |

(3) 「判定委員会」の成果

「判定委員会」においてあげられた成果は以下の通りである。

- 拘置所勾留中に、拘置所外部の精神科医が診察（診断や）、県（知的障害者更生相談所）の判定員や調査員が心理判定、認定調査に赴いたことで拘置所勾留中に「療育手帳」取得や「障害程度区分（介護給付）」の支給決定意につながった。
- 拘置所勾留中に、「社会福祉法人（指定更生保護施設「雲仙・虹」）」への保釈が認められた。
- 「保護観察付執行猶予」の判決においては、「地域社会内訓練事業所」から更生支援計画の提示が有効であった。
- 「確かな受け皿（地域社会内訓練事業所等）」があるので、「執行猶予判決」につながった。
- 判決文の「量刑理由」に、「地域社会内訓練事業所」の文言が明記（認知）され始めた。
- 刑事裁判においても、福祉事業所を活用した「試験観察的取り組み」による本人の「変化・成長」が量刑理由に反映された。
- 福祉による更生支援には、一定の「法的拘束力（保護観察）」の必要性が再認識できた。

B. 「更生プログラム開発委員会」について

長崎県の「地域社会内訓練事業所」を中心に、全国4か所（岩手県、栃木県、滋賀県、長崎県）で対象者を受け入れ、「更生プログラム開発に関する研究」を実施した。

本章では「地域社会内訓練事業所」での更生支援を中心に述べる

(1) 「更生プログラム開発委員会」の概要

「更生プログラム開発委員会」は、対象者に対して福祉事業所で更生支援を実施するにあたり、有効的なプログラムの開発研究を行う。

【構成】

○委員長

学識経験者（教育・福祉・心理部門）

○副委員長

地域社会内訓練事業所所長（社会福祉法人
南高愛隣会）

委員

学識経験者（医学博士）

学識経験者（精神障がい者）

発達障がい者支援センター

更生保護施設所長

作業療法士

研究協力者（協力委員）

滋賀県地域生活定着支援センター

栃木県 社会福祉法人紫野の会

とちぎ地域生活定着支援センター

岩手県地域生活定着支援センター

研究分担者

(2) 「更生プログラム開発委員会」の対象者について

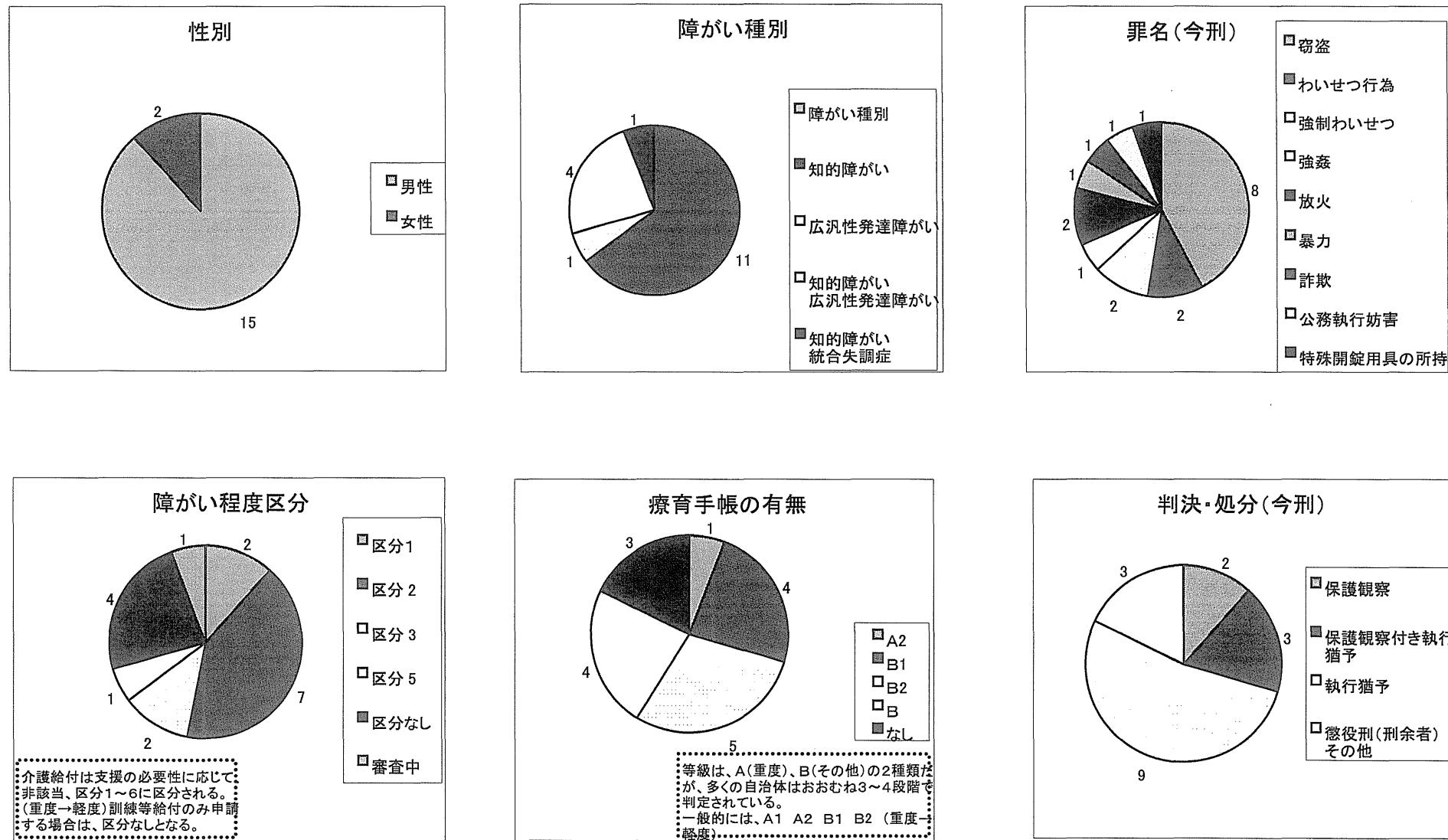
平成23年12月現在、長崎県9名、滋賀県4名、岩手県2名、栃木県2名計17名を対象として、福祉の更生改善支援（訓練）を目的とする「地域社会内訓練」の更生プログラムの開発に取り組んでいる。対象者は表3の通りである。

対象者は男性15名、女性2名である。障がい種別は、知的障がいが11名、発達障がいが2名、知的障がい・発達障がいが4名であり、知的障がい者を中心とした更生プログラム開発といえる。また、犯罪名は重複する人を含め、窃盗8名、性的問題行動5名、その他6名（放火、暴行、公務執行妨害、詐欺）となっており、知的障がいのある人が犯しやすい傾向にある窃盗、性的問題行動に焦点をあてた更生プログラムを実施した。

表3 「更生プログラム開発委員会」対象者一覧

| 地域 | 順 | 氏名 | 性 | 年齢 | 障がい種別 | 手帳の種類・程度 | 区分 | 罪名 | 判決・処分 | 福祉サービス(日中) | 福祉サービス(生活) | 備考 |
|----|---|----|---|-----|-----------------------|-------------------|-----|-----------------------|-----------------|------------|---------------------|----------------------------|
| 長崎 | 1 | I | 男 | 10代 | 知的 | 療育手帳B1 | 2 | 建造物侵入・窃盜 | 保護観察 | 自立訓練(生活訓練) | 共同生活介護(ケアホーム) | |
| | 2 | J | 男 | 30代 | 知的 | 療育手帳B | 2 | 放火 | 保護観察付 執行猶予4年 | " | " | |
| | 3 | K | 男 | 20代 | 広汎性発達障がい 精神障害者手帳2級 | 精神障害者手帳2級 | 2 | 強制わいせつ未遂 | 執行猶予4年 | " | " | |
| | 4 | L | 女 | 10代 | 知的 | 療育手帳B2 | 2 | 家宅侵入・窃盜 | 保護観察 | " | " | |
| | 5 | M | 女 | 40代 | 知的 | 療育手帳B | 3 | 暴行 | 執行猶予3年 | " | (更生保護施設) | |
| | 6 | N | 男 | 20代 | 知的 | 療育手帳B | 5 | (窃盜) | (実刑2回) | " | 共同生活介護 (ケアホーム) | 逮捕 |
| | 7 | B | 男 | 30代 | 広汎性発達障がい | なし | 無 | 窃盜 | 保護観察付 執行猶予4年 | " | " | |
| | 8 | A | 男 | 50代 | 知的 | 療育手帳A2 | 2 | 強制わいせつ | 執行猶予3年 | " | " | |
| | 9 | H | 男 | 30代 | 知的 | 療育手帳B1 | 申請中 | 建造物侵入・窃盜 | 保護観察付 執行猶予4年 | " | 共同生活援助 (グループホーム) | |
| 滋賀 | 1 | A | 男 | 20代 | 広汎性発達障害 知的 | 療育手帳B2 精神障害者手帳 | 1 | 迷惑行為等防止条例違反 (猥褻行為) | 執行猶予5年 | 就労継続支援A型 | 共同生活援助 (グループホーム) | |
| | 2 | B | 男 | 30代 | 知的 | 療育手帳B2 | 1 | 迷惑行為等防止条例違反 (猥褻行為) | 執行猶予 | 就労継続支援A型 | 在宅 | |
| | 3 | C | 男 | 50代 | 知的 | 療育手帳B1 | 未定 | 公務執行妨害 | 執行猶予3年 | 今後利用予定 | 在宅 | |
| | 4 | D | 男 | 30代 | 知的 | 療育手帳B2 | 無 | 窃盜 | 執行猶予3年 | 障害者職業訓練所 | 在宅 | |
| 岩手 | 1 | T | 男 | 40代 | 知的 | 療育手帳B | 3 | 詐欺罪 | 執行猶予3年 | 短期入所 | (宿泊型自立訓練 利用希望) | 相談支援登録者 ショートステイ |
| | 2 | S | 男 | 40代 | 知的 統合失調症 | なし | 無 | 窃盜未遂 | 執行猶予3年 | 検討中 | 在宅 | |
| 栃木 | 1 | A | 男 | 30代 | 知的 | 療育手帳B1 | 無 | 窃盜 | 懲役刑 | (旧法)入所更生施設 | | 矯正施設の 出入り繰り返す (16年間) |
| | 2 | B | 男 | 50代 | 知的 | 療育手帳B2 | 無 | 窃盜・強姦・放火等 | 満期 | (旧法)入所更生施設 | | 矯正施設の 出入り繰り返す (30年間) |

図4 「更生プログラム開発委員会」対象者の状況



(3) 「地域社会内訓練事業所」での更生支援

長崎県においては「地域社会内訓練事業所」に受け入れた者は9名であった。その内、公判中に依頼を受け、「判定委員会」を経ての受け入ったモデル1の対象者は3名、判決・処分後に依頼を受けたモデル2の対象者は6名であった。

受け入れから更生プログラム終了までの流れは図5の通りである。対象者ごとの更生支援の詳細については表4にまとめた。

例示としてB氏の更生支援計画書を別添資料-2にあげた。

① 基本指針

更生プログラム開発においては基本指針として、次の点に留意して実施することとする。

- ・ 支援者の利用者間は「対等な人」としての人間観を基本に据える
- ・ 意図的、計画的な働きかけによる反応・言動を手がかりとし、ラポール形成の努力を行うと共に具体的手立てとしてのプログラム作りへと繋げていく。
- ・ 肯定受容を基本としてストレングス手法で向き合うことにより、問題を抱える弱い部分（生きにくさ）を強い部分（良い心）へと変容させる
- ・ あくまで、本人の幸せ・夢・希望の実現に向けての支援が基本であり、更生改善、再犯防止は結果である。
- ・ アセスメントを重視し、多面的に詳細に実施する。

② アセスメント

更生プログラム立案には、まずアセスメント（環境調査、ニーズ調査、課題分析）が極めて重要になる。犯罪の背景を探ると、特に家庭環境、生育歴に大きな問題性を持つ人が多いのが特徴である。また、更生プログラムの効果測定には、客観点な指標が必要であり、各種心理検査（評価尺度）は、課題分析のみならず定期的に実施することにより効果測定の指標としても有効なことから、7種類の評価尺度を活用している。

「地域社会内訓練事業」においては、以下の側面から、アセスメントを実施している。

○ 環境調査

- ・ 生活歴、成育歴、犯罪歴、家族環境
- ・ 情報収集先

（地域生活定着支援センターを中心として各関係機関より収集、本人・家族との面談、家庭訪問）

○ 医学的所見

- ・ 精神科へ受診（必要に応じて通院、投薬）
- ・ 健康診断

○ 各種チェックリスト（心理検査等）

- ・ 適応行動尺度（ABS）
- ・ 支援尺度（SIS）
- ・ S-M社会生活能力検査
- ・ PARS
- ・ 新版TEG II 東大式エゴグラム Ver.II
- ・ バウムテスト（The Tree Test）
- ・ ロールシャッハテスト
- ・ 精研式文章完成法テスト（SCT）

○ 生活、行動場面での観察

- ・ 基本的生活能力（ADL、IADL）
- ・ 職業能力、体力

○ 本人のニーズ調査

- ・ 面談、アンケート（記述式）

○ 家族へのニーズ調査

- ・ 家庭訪問、面談、アンケート

○ 課題分析

- ・ 各関係機関を含めた個別支援会議にて検討

図5 「地域社会内訓練事業」の流れ

「地域社会内訓練事業」における受入れ～更生プログラム終了までの流れは以下の通りである。

○「判定委員会」の実施 (随時)
受入れの諸否、期間の検討、更生プログラム開発への助言

○受入れ (自立訓練 (生活訓練) 契約)
↓
○初期状態把握調査 アセスメント (地域社会内訓練事業所)

成育歴の詳細調査、家庭訪問
各種心理検査 (犯罪の背景となる心理的要因の分析)
健康診断、精神科受診 (医療的側面)
生活力、職業能力、体力の把握
面接、信頼関係作り (本人のニーズを探す)
(課題分析)

↓
○更生プログラム案 作成 (地域社会内訓練事業所)
(例)

- 導入訓練
- 基本訓練 (基本動作、体力訓練、動物飼育作業 等)
- 犯罪別学習 (性教育、犯罪防止についての学習、等)
- 障がい特性に応じた療育 (SST、カウンセリング、乗馬、園芸、等)
- 情操教育 (美術、音楽、等)
- 生活支援 (家族的な生活、行事・レクリエーション)
- その他

↓
○更生プログラムの検討・決定 (更生プログラム開発委員会の開催)
「検証委員会 (委員長)」と共に検討 (同意)

↓
○更生プログラム実施
• 福祉事業 自立訓練 (生活訓練)
• 福祉事業 グループホーム・ケアホーム (共同生活援助・共同生活介護)

↓
○更生プログラム開発委員会内 モニタリング (委員会の開催) (3か月毎)
更生プログラム評価と内部検証、修正 → 再実施

↓
○検証委員会の実施、拡大モニタリング (6か月毎 訓練終了前)
更生プログラムの効果検証、更生プログラム開発委員会への助言

○<終了> <検証>
終了前訓練実施後 更生プログラム終了

更生プログラムの最終検証、事例まとめ (委員会開催)

↓
社会復帰

更生プログラムの修正・再検討
(更生プログラム開発委員会
の開催)

表4 「地域社会内訓練事業所」(長崎県)における更生プログラム対象者詳細

| | A氏 | B氏 | H氏 | I氏 | J氏 | K氏 | L氏 | M氏 | N氏 | |
|--------|------------------------------------|---|--|--|---|---|--|---|--|--|
| プロフィール | 区分 性年齢 障がい 罪名 刑期 現状 | モデル1 男性 50代 知的障がい 強制わいせつ 懲役1年10月 執行猶予3年 地域社会内訓練事業所 | | | モデル2 男性 30代 知的障がい 窃盗 家宅侵入・窃盗 暴行 女性 40代 知的障がい ADHD 特殊開錠用具の所持 満期出所 再犯により実刑 | | | | | |
| | 性年齢 障がい 罪名 刑期 現状 | 男性 30代 知的障がい 窃盗 建造物侵入・窃盗 放火 強制わいせつ未遂 家宅侵入・窃盗 暴行 女性 10代 知的障がい 広汎性発達障がい 強制わいせつ 懲役1年2月保護観察付 執行猶予4年 保護観察 懲役3年保護観察付 執行猶予4年 他法人にて支援(移行) 地域社会内訓練事業所 | 男性 30代 知的障がい 建造物侵入・窃盗 放火 強制わいせつ未遂 家宅侵入・窃盗 暴行 女性 40代 知的障がい ADHD 特殊開錠用具の所持 満期出所 再犯により実刑 | | | | | | | |
| | 犯罪背景 更生支援の指針 | ・中学(特殊学級)卒業後は一般就労。 ・離職後、母親が手帳取得申請、受付けて貰えず、福祉支援受けられなかった。 ・遊んでいた被害児童が成長し、関わりを拒むようになつた。 ①訓練の目的や期間を理解する。 ②善悪を学習し、けじめある生活を送る。 ③性への興味・関心を知り、適切な処理の方法を見つける。 ④人間関係が円滑にいくように支援する。 ⑤家族とのかかわり | ・16歳時に母と死去 ・専門学校へ進学するが、3ヶ月で中退。 ・父親からは「息子に渡す金はない。米だけ食べろ」と言われ、おかげのない生活。 ・定職に就くことが出来なかつた。 ①公的機関との協働支援 ②進路(ステップ)の明確な提示と相互の共有 ③信頼出来る職員の存在 ④障がい特性の共有と自己認識・コントロールの確立 | ・家族性 家族が大きく影響を与えてる。(モラルが一般社会との差がある) ・自分の年金は家族の収入。小遣い欲しさの犯行。 ・同級生に盗みやシンナ一等教わっている。 ①今の自分の立場(保護観察執行猶予中)や、犯した罪について十分に理解できるようにする。 ②犯罪を繰り返さない環境を整える。 ③規則正しい生活リズムをつくる。 | ・幼少の頃、家族の独特の性環境 ・児童施設で体罰を受けていた。(大人への不信感。) ・17歳に児童施設退所後自宅で何もせず過ごす ①集団活動を通して、社会のルール、マーを身につける。 ②様々な経験を積みながら、精神的な成長をはかる。 ③時間をかけ、充分なコミュニケーションの構築を図る | ・出生前に父親が死去母親に甘えられる機会は少なかつた。 ・友人がおらず24歳時に消防団入団し存在を認められていた。 ・母に対する不満等ストレス発散の場がない。 ①相談するスキルアップと人間関係作り ②仲間と共に楽しめる休日余暇支援充実 ③母親との適度な距離、関係の再構築 ④保護司面談で再犯防止の意識を継続 ⑤移行先の理解を深める見合い期間設定 | ・幼少期両親離婚。 ・中1時、母親再婚。拠り所がなかった。 ・中1の頃不登校。 ・まわりも本人も障がい認知なかった。 ・衝動性を自分ではコントロール出来ない。 ①自己認知を深め、訓練への意欲を上げる ②指導的、教育的なある程度の枠付け ③医療、発達障害者支援センターなど多機関で本人の衝動性、攻撃性を抑える支えるチーム作り | ・幼少期両親離婚。 ・中1時、母親再婚。拠り所がなかった。 ・児童相談所へ相談することをすすめられたが、母親は相談に行かなかつた。 ・児童自立支援施設の仲間とのつながり。 ①心満たされたような体験・経験を積む ②社会のルールを集団トレーニングを通して学ぶ ③自分の安心できる居場所をつくる、自信をつける | ・家族とは不仲。 ・結婚をするが、DVを受け別居。 ・実家でもケンカをして飛び出し、ホームレス生活となる。 ・自分への強いコンプレックスから過剰に被害的に物事を捉える。 ①移行を前に、最終的な仕上げの期間 ②移行後の生活の意識付けとして保護司と個別面談、定着支援 ③学習の個別での振り返り | ・本人、家族に障がい認知なく療育・福祉の支援を受けなかつた。 ・多動、衝動性が強く、他者感情理解に困難。 ・お金に対する(特に賽銭)執着が強い。 ・賽銭泥棒が犯罪と未だに理解していない。 |
| | 生き直しのキーマン 生活の保障所得、健康ホームの工夫 | 母親 母親(他界) 更生保護施設職員 ・男性宿直型アホーム ・深夜覚醒、頻尿の為受診等健康な体作り ・障害基礎年金申請 | 母親(他界) 妻・子ども 父親 ・男性宿直型アホーム →通いアホーム ・家族との面談 ・家族を呼び寄せる環境作り | 父親 ・男性宿直型アホーム ・力加減が分からず、よく筋肉を傷める ・喘息 | 母親 ・男性宿直型アホーム→通いアホーム ・食欲減退のフォロー ・仲間作り | 母親 ・特別児童扶養手あて ・投薬コントロール ・すぐ相談が聞けるよう に多く職員配置 | 母親 ・更生保護施設入所 委託保護終了 →任意保護 | 母親 ・男性宿直型アホーム ・夜眠れない ・マツマンでの外出強い欲求を叶える | | |
| | 連携 日中活動 | ・精神科 ・泌尿器科、歯科、皮膚科 ・刑務所・警察 | ・保護観察所・保護司 ・発達障害者支援センター ・精神科 ・刑務所 ・警察 | ・保護観察所・保護司 ・精神科 ・○市相談支援事業所 ・相談支援事業所 ・刑務所 ・警察 | ・保護司 ・県央地区GH、就労継続B型 ・他法人相談支援事業所GH、就労継続B型 ・刑務所 ・警察 | ・大学病院精神科 ・発達障害者支援センター ・刑務所 ・警察 ・生活介護(乗馬) ・就労継続A型 和太鼓、パソコン教室 | ・保護観察所・保護司 ・刑務所 ・警察 ・生活介護事業所(エアロビ) | ・保護司 ・精神科 ・野宿生活を支える会 ・移行先事業所(他県) | ・精神科 ・弁護士 ・出身地市障害者就業・生活支援センター ・出身地相談支援事業所 | |
| プログラム | 特別訓練 | ・特別学習 ・自らの罪の意味や行動規範(疑わしい行動)について学習 ・面談による福祉の支えの必要性の理解 ・性支援の実施 | ・保護観察所、保護司面談 ・特別学習 ・個別SST ・奉仕活動 ・出納帳記入学習 ・警察官説諭 ・賠償金の返済 ・家族との関わり | ・保護司面談 ・特別学習 ・SST ・奉仕活動 ・刑務所見学 ・当事者ミーティング ・振り返りノート ・乗馬療法 | ・保護司面談 ・特別学習 ・SST ・奉仕活動 ・当事者ミーティング ・刑務所見学 | ・特別学習 ・SST ・奉仕作業 ・奉仕活動 ・当事者ミーティング ・乗馬療法 ・和太鼓 ・パソコン ・OTとの面談 | ・保護観察所、保護司面談 ・特別学習 ・SST ・奉仕作業 ・乗馬療法 ・和太鼓 ・出納帳記入学習 ・エアロビクス ・被害者への返済 ・家族との面会 ・レクレーション | ・特別学習 ・SST ・奉仕作業 ・乗馬療法 ・振り返りノート ・評価表 ・移行先への実習 | ・教材を活用した特別学習 ・警察官による説諭 ・SSTを中心とした認知行動療法 ・奉仕活動 ・投薬コントロール ・乗馬 ・和太鼓 | |

| | | | | | | | | | | |
|------------|---|--|---|--|--|---|--|---|--|---------------------------------|
| | 効果的と思われるプログラム | <ul style="list-style-type: none"> SST 精神科受診 心理判定の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 保護観察所、発達障害者支援センター面談 パン工場での実習 奉仕活動 墓参り 毎日の振り返り日記 | <ul style="list-style-type: none"> 和牛飼育作業で規則正しい生活リズムを作る 釣りクラブ参加し、仲間作り 家族との関わり | <ul style="list-style-type: none"> アニマルセラピー(和牛・乗馬)の実施 レクリエーション活動 | <ul style="list-style-type: none"> 従来実施していた支援 犯罪防止学習 保護司との面談 刑務所見学 体験実習 休日サービスを体験 | <ul style="list-style-type: none"> 当事者ミーティング 定期受診 OTによる個別面談 | <ul style="list-style-type: none"> 保護観察所への出頭 保護司との面談 奉仕作業 SST | <ul style="list-style-type: none"> アニマルセラピー 評価表作成 振り返りノート記入 移行先への実習 | パン販売(自分でパンを注文し、それを販売に行く)は興味を示した |
| 検証委員会からの助言 | <p>○初回面接・面接所見 自我障害や自我の歪みではなく、善惡の判断能力や状況判断力はある程度所持しているが、訓練の意味や動機についての理解は弱い。コントロールができないような強い衝動の存在は見られないが、内省力はあまり感じられず、悩みとしても認識されていない</p> <p>○中間評価・面接所見 (バムテスト・SCTテスト) ①擬似家族等情緒交流が必要。②罪を犯さない生き方を具体的にサポート。③家族との関係は無理して近づけず、離れた関係で良いのでは?④本人に寄り添う形で、精神的なスキンシップを図る。⑤犯罪に対する内省は保護司に任せる。</p> <p>○中間評価・面接所見 (エグラム、P-Fスタディ) かなり社会性の成長を感じられる。 SSTや擬似家族体験の中での濃密な人との交流の成果。</p> | <p>○初期面接・心理検査 (バムテスト・SCTテスト) ①拟似家族等情緒交流が必要。②罪を犯さない生き方を具体的にサポート。③家族との関係は無理して近づけず、離れた関係で良いのでは?④本人に寄り添う形で、精神的なスキンシップを図る。⑤犯罪に対する内省は保護司に任せる。</p> <p>○中間評価・面接所見 (エグラム、P-Fスタディ) かなり社会性の成長を感じられる。</p> | <p>○初回面接 IQよりも、社会性が高く感じられた。他の人がどう思っているか、場面によってどう行動すべきかよく理解している。</p> | <p>○初回面接 歪曲した性体験、親の監護能力など、特殊な環境で生育を受けたことが原因と思われる。 ・働いて汗を流し、動物とふれあい、擬似家族体験をして人とのあたたかい体験が必要。</p> <p>○中間評価 更生プログラムにおいては予定どおり2年間で終了決定。</p> <p>○終了評価 女性利用者との性的問題行動発覚につき、訓練継続が必要となる。</p> | <p>○初回評価・心理検査と面接所見(ロールシャッハテスト) 人格の歪みや病的なサインは無いが、衝動性・攻撃性・依存性・幼児性の高さ故、対人関係の距離のとり方が問題。一定の内省力はあるものの、今後かなりのサポートが必要である。</p> <p>○中間評価 更生プログラムにおいては予定どおり2年間で終了決定。</p> <p>○終了評価 受入れ事業所調整のため3ヶ月間延長</p> <p>○移行後評価 面接から自信が感じられた。今の状況(地域生活の第一段階)を十分理解できている。</p> | <p>○中間評価・心理検査(ロールシャッハテスト) 人格の歪みや病的なサインは無いが、衝動性・攻撃性・依存性・幼児性の高さ故、対人関係の距離のとり方が問題。一定の内省力はあるものの、今後かなりのサポートが必要である。</p> <p>○中間評価 訓練の必要性を感じていない。自分の衝動を理解して欲しいという思いと、それを正当化しようとするところがある。自分には支援が必要と感じている。</p> | <p>○初回面接・心理検査(ロールシャッハテスト) 共感性の乏しさ等対人関係の問題、母子関係の問題を感じる。①健全で暖かい人の関係を体験する。②心理療法的接近等が有効。</p> <p>③家族との再統合(親指導)</p> <p>○中間評価・面接所見 (バムテスト、エグラム、P-Fスタディ) まだ16歳という年齢から全人格的な発達を促す必要あり。環境適応しつつ、わがままなどの幼児返りは成長の一過程。退行現象は甘えが許される時代をすごしていないため、一過性、受容し成長を促す方が効果的。</p> | 未実施 | 未実施 | |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> 能力に合わせた学習等により罪への理解と内省を図り、自らの過ち・その原因をしっかりと学んでいく。 自らの刑の意味を理解(個別学習)することで、今後の生活態度。あり方を理解する。 医療面の配慮を行い、まずは年齢に応じた健康状態を取り戻す必要がある。(精神科・泌尿器科・歯科等) 地域においても一人ではなく、仲間と生活することの楽しさを知ってもらう。 家族(高齢の母親)との面会の機会を持つ中で、きずなを深めていく。 | <ul style="list-style-type: none"> 進路・期間を図式化することで自らの今後が見え、不安の軽減をする必要がある。 コミュニケーション力の向上(相談)を図ることで周囲に相談出来る学習と相談出来る人を増やしていく。 労働習慣を確立し安定した収入を得ることで、不安の無い生活が送れるようとする。 生活習慣を安定させ、しっかりと働くことへ結びつける。 金銭管理能力(使い方の優先順位)を身につけ、必要なものから使うことが大切であることを学習する。 | <ul style="list-style-type: none"> 初めて家族と離れての生活であり、まだ、集団生活に慣れる段階である。 これまでの罪に対して、悪いという意識もなく犯してきていた。 自らの罪に対する判決内容(執行猶予・執行猶予等)の理解が出来ていない。 ※今秋深夜、ホームを抜け出し近所で原付バイクを盗み自宅へ戻っている。 親としての責任感を実生活の中で教える必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者間での会話は問題ないが、場面緘默があり職員との会話が十分に出来ない。状況理解は出来ている様子だが、言葉あるいは文字での表現とともに苦手。 また、思いや感想を述べることも出来ない。(事実を表すことは出来る) 人間関係づくりに時間を要し、訓練が1年間延長となる。 心のバリアを崩す関わりがさらに必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 2年間で移行できなかった。 移行先の事業所の不安を軽減する取り組み(実習や職員によるフォロー)をもっと早くから行っておく必要があった。 家族との関係の再構築は、少しづつ出来つつあり、今後も継続が必要である。 休日の過ごし方と新たな場所での仲間づくりに時間がかかる。(可能な範囲でアフターフォロー実施) | <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者への支援であったため、様々な専門家の助言等を参考にしたが様々な意見があり、それらの意見を取り入れ、受容したり、訓練的な支援になつたりと支援がぶれてしまった。 継続して活動できる活動メニューが見出せていない。 衝動性をまだ充分にコントロール出来ない。利用開始当初よりは、「SOS」のサインを出せるようになってはきていた。 現在、たくさんの相談者、即時の対応が必要であり、街の中でどのようにその役割、機能をつないでいくことが出来るのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 自分に自信がもてるような経験をほとんどしていない。 若いこともあり、訓練等の活動において集中力・持続力がなかなか育っていない。(周囲の影響を多くうけてしまう) 多くの経験からまず色々な感じ、思いを感じて欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> 受け入れ先が決まるまでの訓練(受け入れ先が決まつたら移行優先)で長中期プランが立てられなかつたため、暴力、暴言軽減のみに焦点を絞った。 移行先事業所との連携、フォローアップをどのように実施するかが課題である。 | <ul style="list-style-type: none"> 今秋、特殊開錠用具所持で逮捕。起訴されてしまう。(再犯) 満期出所後、他県弁護士からの紹介で利用するものの、本人は犯罪に對して悪い事という認識が薄く訓練の必要性を感じていなかった。 医療と福祉の協働支援を試みるものの、無断外出、所在不明になるため、継続支援が出来なかつた。 | |

(4) 3県での取り組み

① 滋賀県での実践

滋賀県においては、4事例共に滋賀県地域生活定着支援センターが中心となり、個別支援計画（更生支援プログラム）を作成し、自宅生活者における更生支援を中心に地域資源を活用して地域ぐるみの取り組みを実施した。「性問題行動のある知的障害者のための16ステップ」を活用した更生支援に取り組んだが、具体的なプログラム開発にまでは及ばなかった。

② 栃木県での実践

栃木県においては、栃木県地域生活定着支援センターが中心となり、知的障害者支援施設かりいほと連携して、多大の生きにくさを抱えた人たちを更生支援プログラムというツールに頼らず濃密な人と人との関係性の中で支援している。支援者の姿勢が何より大切であり、「犯罪者」から「福祉の支援を必要としている人」へ認識を変える必要性を事例を通して提言した。

栃木県での取り組みについては別添資料1にまとめた。

③ 岩手県での実践

岩手県においては、岩手県地域生活定着支援センターが中心になり、相談支援専門員と共に、受入れ施設に繋ぐ支援に取り組んだが、進まずプログラム更生プログラム開発に至らなかった。

(5) 「更生プログラム開発委員会」における成果

「更生プログラム開発委員会」における成果は以下の通りである。

① 福祉支援による更生改善の可能性を見出せた

長崎県での実践を通じ、知的障がいのある人に対して通常実施している。支援者との信頼関係づくり・安心して暮らせる生活の保障・能力に応じた就労活動支援という福祉支援の基本に加えて、定期的に解りやすく犯罪について学ぶ機会を提供するのみで、更生改善がみられ地域移行が実現した事例があった。すなわち、特に知的障がいの人に対しては、特別なプログラム開発に頼らずとも、個別支援を基本とする福祉支援を確実・丁寧に実施することで、更生改善の手ごたえを実感することもできた。

発達障がいのある人には、発達障がい者支援の経験豊富な作業療法士による認知行動療法が有効な場合が多くあったが、それにおいても罪を犯した特別な人を対象と考えるものではなく、障がい特性に応じた個別支援とい

う整理の方が正しいと思える。

② 支援者が本人とどう向き合うかという姿勢が極めて重要になる。

それゆえに、プログラムを論ずる前に、まず人が人を支援するという福祉の基本、つまり支援する側の姿勢の重要さを改めて認識出来た。

支援者がいかに人間として支えられるか、本人をいかに正しく理解できるか、本人の生きにくさを通して本人と付き合っていく中でこそわかる事であり、本人の思いとことん付き合う必要がある。本人の思いを受入れること、肯定すること、そこから本人が信頼感・安心感を感じ取る。そこがまず大切になるのである。

本人と環境をうまく繋ぐことが大切であり、うまく繋げないから犯罪が起こる。この「つなぎ方」（支援のあり方）に注目するのが福祉である。本人に対する更生支援プログラムの前に、支援者側へのプログラム（支援の基本理念、姿勢を充分に学ぶ機会）が重要になる。

「更生プログラム」の内容については以下の様な成果を得た。

① 更生プログラムは利用者へのトータル支援である

更生プログラムと表現すると、犯罪防止学習、性支援、認知行動療法、治療共同体等の各論に言及しがちであるが、実際の支援（地域社会内訓練）を実施して改めて思うのは、信頼関係・生活・仲間・就労・学習・療法・環境等、一人ひとりに対して、様々な方向から工夫して各プログラムを実施する中で全体に影響して少しづつ変化成長していくものであるということであった。

更生支援プログラムは各論のみを論ずるのではなく、やはりプログラム全体をトータルで考えていく必要がある。

従って、公判においては、まずプログラムありきではなく、更生のためには福祉支援が必要だということを訴え、個別支援が基本となる福祉支援の重要性・有効性を強調することが大切になる

② 試行的な取り組みの中で「更生支援計画」の存在が認識され始めた。

公判中からの支援として、当初は「福祉事業所利用の確約」が求められていたが、実践が進むにつれて、福祉事業所で受け入れたらどの様に更生に向けて支援するのかを具体的に示した「更生支援計画書」が認識され求められるようになっていった。

福祉事業の個別支援の考え方や、訓練と同時に環境調

整や家族との関わり等が大切である等、徐々に矯正教育との違いを示すことができるようになった。

③ 多機関との連携支援の有効性

更生支援プログラム作成には、多角的な視点からアセスメントを丁寧に行なうことが、不可欠である。これが、罪を犯した障がい者支援の大きなポイントである。精神科医師による診断、臨床心理士による心理検査等の客観的所見は大変参考になるものであった。

また、更生支援においても、いかに地域資源を活用するか、専門機関と連携したプログラムを取り入れることが出来るかが重要な点であり、訓練効果に大きく影響する要因であると考えられる。地域社会内訓練（更生に向けての福祉支援）が矯正施設内教育と大きく異なるのは、この視点であり更生支援に限らず良質な個別支援には欠かせないものもある。

特に保護観察所、発達障がい者支援センター、障がい者支援センター（判定機関）、医療機関との連携が有効であり、特性に応じた犯罪学習、性教育においては、専門機関・専門職員との協働支援が大切であることが改めて認識出来た。

C. 「検証委員会」について

（1）「検証委員会」の概要について

「検証委員会」は、福祉事業所での期間の検討や、更生指導期間内や更生プログラムの効果（有効性）測定及び評価を行い、その障がいの特性にあった専門的支援を検証する。また、対象者が社会適応能力向上により社会復帰可能な状態にあるかどうかを判定する役割を担う。

「検証委員会」は長崎県において実施した。対象者の詳細は表5の通りである。

【構成】

○委員長

　学識経験者（教育・福祉・心理部門）

○副委員長

　福祉の専門家

委員

　保護司会

　保護観察所

　教育庁特別支援教育室

　地域生活定着支援センター所長

※ 地域社会内訓練事業所所長

【役割】

① 更生プログラムの内容に関する助言

1) 多様なアセスメントの必要性

犯罪の背景には、生育環境特に親子関係を中心とした劣悪な養育環境の問題、障がいを有することの認識がされず、問題性を理解されないまま特別支援教育をも受けず、当然告知を受けていない人が多い。

その結果、善悪の判断や規範意識が育っていないために犯罪を繰り返す事から累犯障害者が歩んできた道（タイムライン）を明確にする必要がある。

又、初犯の時期とその対応、障がい者としての教育の有無などが犯罪歴に重要な意味を持つため徹底したアセスメントを行い障がい者を理解する事が肝要である。

そのアセスメントは多面的でなければならず、各種心理検査により個人の能力や人格傾向を把握し、客観的に障がい者理解の指標にする。

2) 情報の共有

検証委員会は支援者と情報を共有しながら、アセスメントの結果を評価判定し、支援のポイントや方向性を示す助言者としての役割を果たす必要がある。

3) 更生プログラムについて

検証委員会は更生プログラムの作成段階から関わり、いたずらにプログラム批判にならないように留意し、プログラムの効果測定や評価がスムーズに実施できるようになる。

つまり、検証委員会は生育歴や犯罪歴等の調査、知的能力や人格診断などの徹底したアセスメントの情報を支援者と共有しながら、プログラムの作成段階から参画して、障がい者の理解と支援をすべきであろう。

② 更生プログラムの実証効果の検証及び判定

1) 更生プログラムの効果判定

更生プログラムの効果判定は、客観的な指標として各種心理検査を定期的に実施する必要があり、今回の研究では以下を実施。

- ・ ABS：適応行動尺度
- ・ S-M：社会生活能力検査
- ・ SIS：支援尺度
- ・ 知能検査（WAIS IIIなど）・動作性IQと言語性IQの評価

6ヶ月毎に専門の心理臨床家による心理面接及び心理検査を実施し、評価及び指導の指針とした。当然なが

ら、対象者の能力や障がいの種別、犯罪の内容などから各種心理検査は適宜組み合わせて実施された。

心理検査の種類としては

- ・ エゴグラム：親・大人・子どもの自我状態のバランスを見る
- ・ P F スタディ：絵画欲求不満テスト
- ・ バウムテスト：樹木画
- ・ S C T：文章完成法テスト
- ・ ロールシャッハテスト：人格診断検査。代表的な投影法の一つ。
- ・ S S T：ソーシャルスキルに関するテスト

2) 心理面接による評価

心理臨床家は日常行動の変化やプログラムの実施状況、生活態度、問題行動、対人関係などを支援者から詳細に聞き取り、初回面接及び6か月毎の変化を心理テストや心理面接から心理診断を行い、更生プログラムの実効性と修正を助言した。

心理面接の視点は障がいのレベルや自己認知力、現実認識能力の程度を考慮しながら次の5点について評価をした。

- ・ 情緒の安定性
- ・ 人との信頼関係・・愛着関係を築けるか否か
- ・ これまで障害者としての告知や教育を受けてきたか否か
- ・ 行為（犯罪）に対する認識能力・贖罪意識
- ・ 将来を見通す（希望を持つ）力

使用した心理検査の詳細は表6にまとめた。

③ 「検証委員会」に求められる機能

1) 更生プログラムの開発に関する助言

今研究において、更生プログラムを終了し、社会復帰への一段階をクリアしたケースは一事例のみであるため、社会復帰への判定基準を明確に示す段階には至っていない。

検証委員会の機能は

- ①事例の理解のズレを修正する助言者としての役割
- ②中間のモニタリング機能
- ③訓練終了及び社会適応の見通しの判断

この3つの役割を中心に、第三者としての独立した位置づけで、事例とその更生プログラムを熟知した専門家

の集合体としての広義の意味での「拡大モニタリング機能」を持つ機関と言える。

今研究の検証委員会の構成は、学識経験者（教育・福祉・心理部門）、福祉の専門家、保護司会、保護観察所、教育庁特別支援室、定着支援センターで構成したが、更に精神科医師や行政の判定機関としての障害者支援センター、発達障害者支援センターなどに専門性を広げていく必要があろう。

ソフト面では、事例の適応状況の判定及び訓練の効果を見極め、次のステップに移行できるか否かの検証を行うことにあるが、環境の被影響性が強く犯罪を繰り返し、異端者として扱われてきた障がい者の信頼を取り戻し、その将来の適応力を身につけることは相当困難であった。

2) 社会復帰に向けた環境調整等の助言

- ・ 更生プログラム終了に当たり、課題改善に有効なプログラムのメニューや支援のポイントを所見として、次のステップ（他の受け入れ事業所の場合もある）につなぐ事が重要で、つなぎの期間としては6か月を一定の目安とし、体験実習や環境適応状況を見極める。
- ・ ステップ先の受け入れ事業所には、「犯罪」に対する抵抗感や不安感があるため、実習等を通して相互の信頼関係を構築することが必要。
定着支援センターや地域社会内訓練事業所のバッアップ体制も必要である。
- ・ 意見書の作成
検証委員会で検討した支援のポイントやプログラムメニューを意見書として申し送る。
- ・ 保護観察期間内のケースの場合は、保護観察所の監督の下、地区の保護司の協力を得る。

(2) 「検証委員会」の考察及び今後の課題

① 「検証委員会」の必要性

地域社会内訓練事業所における訓練は人権擁護の観点からも有期限で実施すべきであり、プログラム効果を定期的に評価し、期間の短縮及び延長に関しても助言を行う。

また、プログラムの修正に関与し、終了時の評価は個々人の社会適応能力と受け入れの先の環境などを考慮しながら、社会復帰の適否をジャッジする第三者評価機能としての重要な位置づけで一種のオンブズマン的機能を持つ。

② 各専門機関との連携

検証委員会における評価・判定については、心理臨床家による各種心理検査や心理面接から得られた所見が客観的指標として重要な役割を担った。

また、年齢は10代の青少年から高齢者と幅が広く、障がいは知的障がいに加え、発達障がいや精神障がい、認知症など範囲は広いため、精神科医師や公的な判定機関である都道府県の障がい者支援センター、発達障がい者支援センターなど各専門機関の協力及び連携が不可欠である。

③ 繼続した福祉的支援

犯罪を犯した障がい者の社会復帰を考えた時、地域社会内訓練事業での支援内容や支援法が一般社会の中でも「つながる」仕組みが必要。援助がつながる事が再犯防止になると思われる。

そのために定着支援センターがコーディネーターとなり、各専門機関が有機的に連携して、フォローアップしていく必要がある。

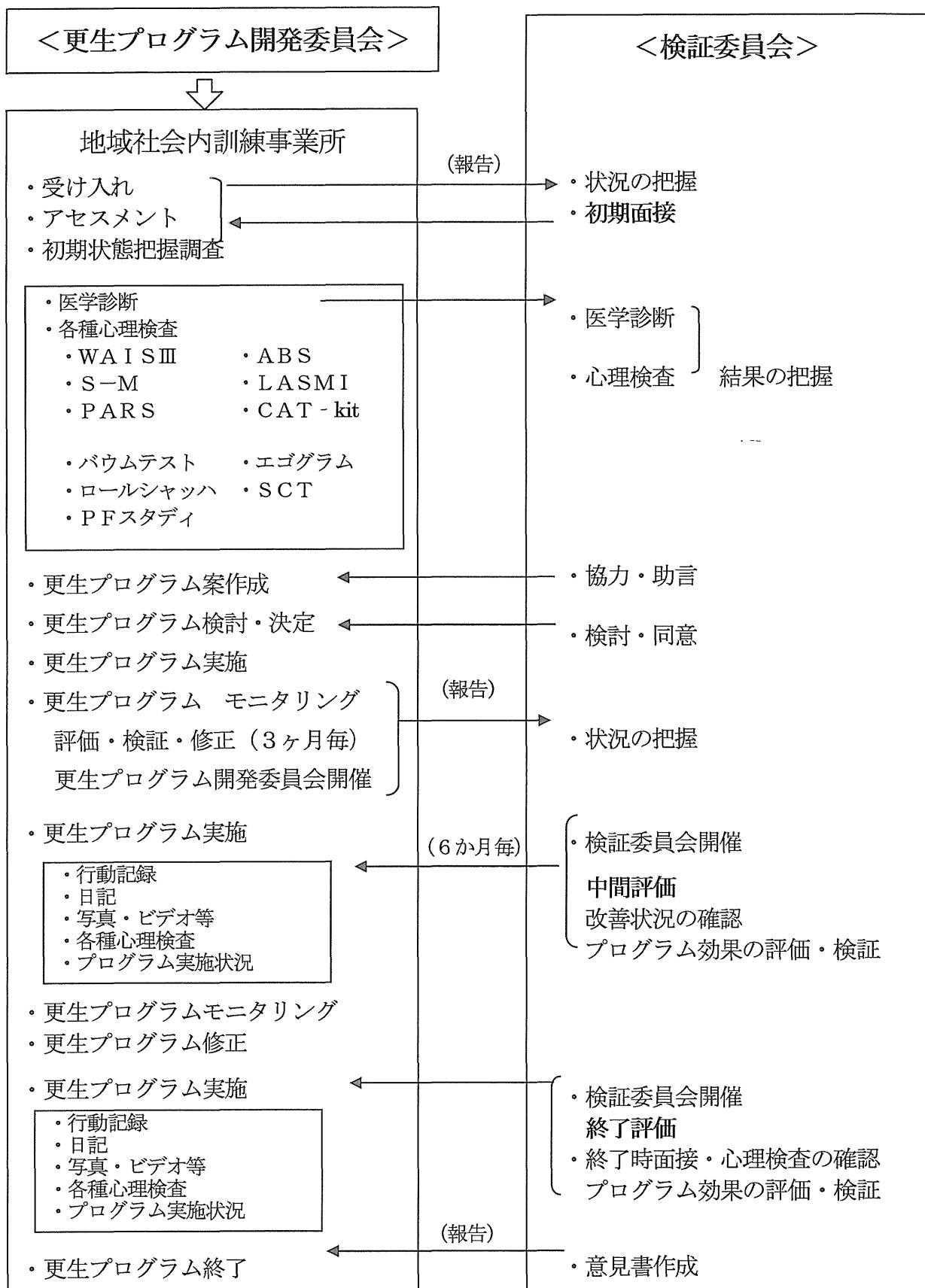
今後は、福祉事業所やサービス管理責任者、相談支援事業所等の啓発や研修に取り組む必要があろう。

表5 「検証委員会」 対象者名簿

平成23年12月2日

| 地域 | 更生プログラム順 | 氏名 | 性 | 年齢 | 障がい種別 | 手帳の種類・程度 | 区分 | 罪名 | 判決・処分 | 地域社会内訓練期間 | 検証委員会評価 | 移行 | |
|-----------------|----------|----|---|----|----------|-----------|-----|----------|-----------------|---------------------|--|-----------------|--------------|
| 長崎 松村グループ 23 | 1 | H | 男 | 20 | 知的 | 療育手帳B1 | 2 | 建造物侵入・窃盜 | 保護観察 | 2年 (H21.9～H23.8) | 中間評価 初回面接 → (SCT・バウムテスト) | | |
| | 2 | M | 男 | 33 | 知的 | 療育手帳B | 2 | 放火 | 保護観察付 執行猶予4年 | 2年 (H21.9～H23.8) | 初回面接 → 中間評価 (ロールシャッハ) → (SCT・エコグラム) | 終了評価 (3ヶ月延長) | 12月 地域へ移行 |
| | 3 | K | 男 | 24 | 広汎性発達障がい | 精神障害者手帳2級 | 2 | 強制わいせつ未遂 | 執行猶予4年 | 2年 (H22.5～H25.6) | 初回面接 (ロールシャッハ) | | |
| | 4 | Y | 女 | 16 | 知的 | 療育手帳B2 | 2 | 家宅侵入・窃盜 | 保護観察 | 2年 (H22.9～H24.8) | 中間評価 初回面接 → (バウムテスト・ (ロールシャッハ) エコグラム・ PFスタディ) | | |
| | 7 | U | 男 | 31 | 広汎性発達障がい | なし | 無 | 窃盜 | 保護観察付 執行猶予4年 | 2年 (H23.4～H25.3) | 初回面接 → 中間評価 (バウムテスト・ (エコグラム・ SCT)) | | |
| | 8 | Y | 男 | 51 | 知的 | 療育手帳A2 | 2 | 強制わいせつ | 執行猶予3年 | 2年 (H23.9～H25.6) | 初回面接 | | |
| | 9 | M | 男 | 32 | 知的 | 療育手帳B1 | 申請中 | 窃盜・建造物侵入 | 保護観察付 執行猶予4年 | 2年 (H23.9～H25.8) | 初回面接予定 | | |

図6 更生プログラム実施に関わる検証委員会の役割 平成23年版



※更生プログラム開発委員会開催

- ・更生プログラム検証
- ・事例まとめ

※社会復帰における支援ポイントのまとめ

※意見書を定着支援センターへ申し送り

表6
各評価尺度の比較

| | 適応行動尺度 (ABS) | 支援尺度 (SIS) | S-M社会生活能力検査 | PARS | WAIS-III (ウエクスター成人知能検査第3版) |
|------|---|--|---|--|---|
| 考案者 | 米国精神薄弱学会 (AAMD) | 米国知的発達障害学会 (AAMR) | 三木安正・杉田裕ら | 広汎性発達障害 日本自閉症協会 | 日本版WAIS-III刊行委員会 |
| 目的 | 本人がおかれている環境の中で通常の行動を把握することを目的にしている。 | 知的障がいのある人が社会的に価値のある場や活動に参加できるような支援のタイプや強度を測定することを狙いとしている。 | 社会生活能力の測定を通し、子どもの社会生活に必要な基本的な生活能力の発達を明らかにすること目的としている。 | 広汎性発達障がいの支援ニーズを評価するための評定尺度 | 偏差知能指数の測定と知能の診断的な理解。 言語性知能と動作性知能との下位検査評価点のばらつきから個人内差を把握。 |
| 特徴 | 適応行動を、いろいろな領域に分け、同性同年齢で同等の測定知能水準の平均的傾向に照らして評定できるように仕組まれている。同性同年齢で同等の知的水準の者たちの間の個人差の測定ができる。 | ほかの人と比べてどれだけ支援が必要かということに焦点が当てられている。 | 適用（1才～13歳　ただし生活能力遅滞者では年齢以上でも可能）社会生活能力を測定するために、日常生活のなかで容易に観察ができ、しかもそれぞれの発達段階の社会生活能力を代表する131の生活行動項目で構成。 | ライフステージに渡って、広汎性発達障がいに由来する適応困難性の有無とその困難性の程度を評価するツールであり、その人がPDDとしての支援ニーズを持っているかどうかを把握するものである。 | 16歳～89歳に適用可能な有用性の高い診断型の知能検査。信頼性、妥当性に優れ、医療・司法・教育・福祉・行政等の領域において高い頻度で使用される。 作動記憶(ワーキングメモリー)の様相を測査する検査項目で、時には発達障がいの可能性が示唆される場合も。 |
| 評価項目 | 適応行動および社会でうまく生活するために必要なスキルを集めて整理したもの 第1部 適応行動の機能的（技能的）側面を測定するための10の行動領域（児童用で67項目、成人用で69項目） 第2部 問題行動やパーソナリティの歪みを測定するための13の行動領域 | 社会参加に必要とされる生活に関わる行動を集め整理したもの 第1部：生活に関わる49の活動 第2部：自己防衛、自分の権利を擁護すること 第3部：特別な医学的・行動的支援ニーズ それぞれの活動に対して支援の頻度、1日あたりの支援時間、支援タイプでチェックする。 | 社会生活能力の構成領域については6領域を設定。 身辺自立、移動、作業、意志交換、集団参加、自己統制 | 広汎性発達障がいに特徴的に考えられる項目と、そうした行動があつた場合に、支援の必要性や要介護度が高くなる項目を設定。 対人、コミュニケーション、こだわり、常同行動、困難性、過敏性のPDDに特徴的な6領域57項目 | 「絵画完成」「単語」「符号」「類似」「積み木模様」「算数」「行列推理」「知識」「絵画配列」「理解」「記号探し」「語音整列」「組み合わせ」の下位検査の問題を実施する。 |
| 感想 | チェックするのが簡単。短時間でできる。 問題行動の項目が細かく分けてあり、課題が明らかになりやすい | その人に必要な支援の度合いが分かりやすい。 用語が難解。チェックするポイントが多く時間がかかる。 問題行動に対する項目が少ない。 | 短時間で出来る。 反社会的問題行動に関する項目はないため、問題性は明らかになりにくい。 | 広汎性発達障がいに絞った尺度であり、簡易に出来る。 幼児期の情報があるとさらに判定が確実になるため、幼児期の情報の確保が必要。 | IQ値の把握だけでなく、知能のバラつきから、どのようなアプローチが効果的か一つのヒントになる。 |
| 備考 | 絶版 | | | | |

| | 新版 T E G II 東大式エゴグラム Ver. II | P-Fスタディ (絵画欲求不満テスト) | baumテスト (The Tree Test) -樹木画による人格診断法- | ロールシャッハ・テスト | 精研式文章完成法テスト S C T |
|------|--|---|---|---|---|
| 考案者 | 東京大学医学部心療内科 T E G 研究会 | ローゼンツァイク | C. コッホ | H. ロールシャッハ | 佐野勝男 楠田仁 |
| 特徴 | アメリカの精神科医バーンの提唱して交流分析理論に基づいて開発作成された性格検査。自分や他人あるいは生き方に対する、人それぞれの基本姿勢や行動パターンを明らかにする。 | 漫画風に描かれた欲求不満場面の中の人物がどのように答えるか問う検査。 被験者にある程度の想像性が必要となるが、絵画を媒介とするために、児童などには適用しやすい。 | 被験者に自由に描かせた「1本の実のなる木」について、全体印象、樹木の形態、鉛筆の動き、樹木の位置の4側面から60項目余（全体所見、鉛筆の動き、風景及び付属物、地平、根元、根、幹、枝、冠、果実、花、葉など）にわたって診断的解釈をし人格特徴を分析・把握する。 | 無作為に作られたインクのしみの左右対称のあいまい图形を提示し反応を問うもの。個人の人格像を浮き彫りにする投影法人格テスト。 知的側面、情緒的側面、衝動や感情の統制のあり方、対人関係の特徴など多角的なアプローチが図ることができる。 | 自由に文章を記述させることで、知能や性格、興味や生活史と言ったパーソナリティーの全体的把握を行う。 ロールシャッハ・テストなどのほかの投影法と比べ、実施が容易。 |
| 方式 | 質問紙法 質問形式で自己評価を求める方法 (長所) 短時間で検査は実施できる (短所) 被験者が故意に、または無意識に回答をゆがめることができない。質問を理解出来ないと回答が難しい。 | 投影法 漠然とした形や言語を見せたときの被験者の反応、解釈を分析し、行動、性格の無意識な部分を把握する方法 (長所) 個人の全体的・力動的な性格の把握が可能。反応が故意にゆがめられることがない。無意識レベルを知ることができる (短所) 結果の処理や解釈が難しく、検査者の専門的な訓練と経験、深い人間洞察力が要求される。実施に時間と労力がかかる。 | | | |
| 実施手順 | 53の質問項目に「はい」「いいえ」「どちらでもない」で回答させる。 | 児童用・青年用・成人用いずれも、場面の左側の人（欲求を阻止している人）の発言に対して右の人（欲求を阻止されている人）はどう答えるか、その内容を絵の中の空欄に記入させる。 | A4用紙に鉛筆で「実のなる樹木を1本」描かせる。 | 10枚の図版を順番に被験者に呈示し、その反応を得る要領で行う。何に見えるか、また、しみのどこに、どのようなものが、どういう理由で見えるか、反応するまでの時間、カードの方向、受検態度など記録・集計し分析する。 | 「私の父一」「私はよく一」などの短い刺激文に続く短文を書く。 刺激文は60問ある。 |
| 備考 | | 注意点は、「右の人」がどう答えるかであり、「あなただったら」ではない点。自己批判的な気持ちを起こさせないための工夫である。 | 一般的な人格診断だけでなく、心理療法の効果測定、精神障がいや知的障がいの早期発見、職業適性など広く用いられている。 | 検査結果から非常に多くの知見を得ることができるため、性格検査の中では極めて有効度が高い。 | 専門家による採点と判定が必要。 診断評価は評価者が読んで解釈するもので、ある程度の資質と習熟を必要とする。 |

D. 考察

「地域社会内訓練事業」を通して見えてきた成果と課題点は以下の通りである。

① 「触法・被疑者」となった知的障がい者の「改善更生」には福祉によるトータル的な支援が有効
「判定委員会」「更生プログラム開発委員会」「検証委員会」という一連の「地域社会内訓練事業」の取り組みを通して、障がいの特性に応じた福祉による更生支援の有効性が明らかになった。

「服役（司法）」か「福祉」かという論議になるが、それに至る前の段階、すなわち不起訴、起訴猶予、執行猶予の段階がある。また、障がいのある人にとって、試行猶予や保護観察処分は、「おとがめ無し」と勘違いしてしまうことが多分に考えられる。

早くから福祉が関わり支援することによって、逮捕、拘留、取調べ、裁判、服役等の辛い経験を重ねず、障がいのある人にとって幸せな人生や生活を保障することが期待できる。

こうした福祉的な観点からも、「被疑者・被告人」への支援の重要性が明らかになった。

② 「地域社会内訓練事業所」の必要性

更生の機会・期間を有効に生き直しにつなげるための法的システムとしては、障がいの特性に合わせ更生支援を行う「地域社会内訓練事業所」が必要である。

今回の「判定委員会」では、精神障がいや発達障がいの者には福祉による改善更生が必要ではあるが、知的障がい者を中心とした長崎県の「地域社会内訓練事業所」では対象者としてはふさわしくないとして外した事案もあった。こうした事案も当然存在するため、高齢者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等のそれぞれの専門性に特化した「地域社会内訓練事業所」が必要になる。

現時点では、「地域社会内訓練」は特定の拠点事業所を設置し実績を重ねる必要があると考える。理由としては、専門職員の配置、専門機関との連携、職員の養成研修が効果的に行え、地域社会内訓練を普及していくためには、モデル的実践が可能な事業所を各地域に指定し、福祉支援による更生改善・社会復帰の実績を重ねていかなければならぬいためである。

また、拠点となる「地域社会内訓練事業所」には、専門職員の配置（例えば、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、作業療法士、臨床心理士等）が求められる。また、事業の特性から、一定の割合で定員

を空けておき、緊急の依頼に備えておく必要があり、遠方への面会・会議出席・公判での証言が必要な場合も多く、拠点となる「地域社会内訓練事業所」への運営面での支援が必要となる。

③ 「判決前調査」や試験観察的な中間処分の仕組みが有効である

上記の様な「地域社会内訓練事業」につなげるためには、「判定委員会」が実施していた様な、対象者の生育歴や更生支援の可能性を検討し、それを処分に反映されることが有効である。

また少年に対しては、最終的に保護処分にするかどうか、保護処分にするとしてもどのような種類の処分にするかをすぐ決めずに、しばらく様子を見る「試験観察」という制度が存在する。B 氏と F 氏に対して実施した、更生保護施設で任意保護し、その更生状況を量刑に反映させた方法とも合致する。こうした試験観察的な中間処分の仕組みも有効である。

④ 刑事政策としての法的位置づけを

「判定委員会」で求めていた「執行猶予付保護観察」は被告人にとって不利益処分であり、福祉サイドにおいて、その有用性を指摘されたとしても、刑事弁護人として保護観察処分を求めるることは難しいという指摘も「判定委員会」ではあった。

また、「地域社会訓練事業所」は、障害者自立支援法に基づく機関である。そのため C 氏の様に、福祉事業所が関与し、「地域社会内訓練事業所」の利用を前提とした判決であっても、本人が利用を拒否した場合は法的な縛りはない。本人にかなりの覚悟・モチベーションがなければ訓練に向き合うことができない。ましてや、障がい受容・認知が必要な場合は、当然葛藤が生じ、訓練の拒否、途中断念が十分に考えられる。

これらのことから、福祉による更生支援が約束されている執行猶予判決の場合には、「保護観察付」の執行猶予判決を原則とするか、あるいは「地域社会内訓練事業所」等の福祉の利用を刑事処分の一部とするような法改正が必要と考えられる。

⑤ 更生プログラムのマニュアル化、及び「検証委員会」の必要性

「地域社会内訓練」を普及するためには、更生プログラムのマニュアル化が必要とされる。

特に、犯罪防止学習、性教育等の支援要領、手引書、ワークシート、検証テスト等の開発が必要とされてい

る。

また「地域社会内訓練事業所」における訓練は人権擁護の観点からも有期限で実施すべきであり、プログラム効果を定期的に評価し、期間の短縮及び延長に關しても助言を行う「検証委員会」の役割は合わせて必要になってくる。

⑥ 継続した福祉的支援と各専門機関との連携

犯罪を犯した障がい者の社会復帰を考えた時、地域社会内訓練事業での支援内容や支援法が一般社会の中でも「つながる」仕組みが必要。援助がつながる事が再犯防止になると思われる。

そのために定着支援センターがコーディネーターとなり、各専門機関が有機的に連携して、フォローアップしていく必要がある。

「検証委員会」における評価・判定については、心理臨床家による各種心理検査や心理面接から得られた所見が客観的指標として重要な役割を担った。

また、年齢は10代の青少年から高齢者と幅が広く、障がいは知的障がいに加え、発達障がいや精神障がい、認知症など範囲は広い。「地域社会内訓練事業所」でのプログラムにあたっては、精神科医師や公的な判定機関である都道府県の障がい者支援センター、発達障がい者支援センターなど各専門機関の協力及び連携が不可欠であった。

各専門機関との連携の中で、継続した福祉的支援(フォローアップ)を行っていくことが重要になる。

⑦ 被疑者段階(取り調べ)の早い時点で、障がいに気づく仕組み(手法)の開発

上記の様な施策を実施するためには、警察段階や検察段階の早い時期で障がいへ気づくことが前提となる。

軽微な犯罪の場合は特に、「初公判、即日結審」となる場合が多く、出来るだけ早い時点で福祉支援の流れに乗せなければならない。その様な目的から、別添資料-2「障害の疑いを気付くための簡易スケール」を作成した

E. 結論

2年間の取り組みを踏まえ、松村研究グループでは「被疑者・被告人」となった高齢・障がい者の支援にあたって、以下の施策が必要であると認識するに至った。

- 「判決前(社会)調査制度」の導入
- 少年審判における「試験観察」のような中間的処

分の導入・活用

- 触法知的障害者への積極的支援のために、保護観察付の特別遵守事項と連携した支援が望ましい場合がある。
- 「地域生活定着支援センター」の業務拡大
- オンブズマン的役割を果たす機関の必要性
- 「地域社会内訓練事業所」の設置(法務省・厚生労働省協働事業)

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし